バミューダ諸島の法制度

<table>
<tr><td>個人情報の保護に関する制度の有無</td><td>2016 年 12 月 2 日に制定され、2016 年 6 月 27 日に成立した Personal Information Protection Act 2016（以下、PIPA）は、個人情報の保護に関する包括的な法律であり、2025 年 1 月 1 日から全面施行されている。PIPA は、バミューダ諸島における個人情報（域外居住者の個人情報を含む）の使用および移転、適切な措置および方針の採用、ならびに PIPA に基づく個人の一定のアクセス権、訂正権および消去権を規制する。</td></tr>
<tr><td>個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報</td><td>EU の十分性認定：なし
APEC の CBPR システム：バミューダ諸島の個人情報保護委員会は、APEC の CBPR システムを、海外の第三者への個人情報の移転に関する認証メカニズムとして認めている。</td></tr>
<tr><td>OECD プライバシーガイドライン８原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利</td><td>以下のとおり。
<table>
<tr><td>収集制限の原則</td><td>PIPA はこの原則に合致する。</td></tr>
<tr><td>データ内容の原則</td><td>PIPA はこの原則に合致する。</td></tr>
<tr><td>目的明確化の原則</td><td>PIPA はこの原則に合致する。</td></tr>
<tr><td>利用制限の原則</td><td>PIPA はこの原則に合致する。</td></tr>
<tr><td>安全保護の原則</td><td>PIPA はこの原則に合致する。</td></tr>
<tr><td>公開の原則</td><td>PIPA はこの原則に合致する。</td></tr>
<tr><td>個人参加の原則</td><td>PIPA はこの原則に合致する。</td></tr>
<tr><td>責任の原則</td><td>PIPA はこの原則に合致する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</td><td>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度
⇒ 該当なし（個人情報・個人データを域内で保有・保管することを義務付ける法令や、個人情報・個人データについて域外移転を制約することにより実質的に域内で保有・保管することを義務付ける法令は不見当だが、国境を越える個人情報の移転は PIPA により規制されている。バミューダ諸島の事業者は域外に移転された個人情報の安全性に責任を負い、海外の第三者が個人情報を保有または使用する際の保護レベルを評価することが求められる）。
■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度で、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度
⇒ Bermuda Companies Act 1981、Bermuda Insurance Act 1978、Bermuda Proceeds of Crime Act 1997、Bermuda Economic Substance Act 2018、また、それぞれの法制に基づき公布された規則
上記はそれぞれ、個人に関する特定の情報をバミューダ諸島の関連当局に提供することを求めている。</td></tr>
</table>